

実務基礎科目

科 目	専門職責任 1 / 専門職責任 (前期)	単 位
		2
担 当	柏木 俊彦	
授業内容の概要		
専門職責任を前期の専門職責任 1 と後期の専門職責任 2 に分けて合計4単位を必修で学ぶ。専門職責任 1 では、弁護士倫理の対象範囲、各国の倫理規範、日本の弁護士の歴史、懲戒制度そして主要な弁護士倫理の課題につき仮説事例に則して各国、特にアメリカの倫理規定との比較を行いながら倫理的な判断能力を養う。専門職責任は、専門職としての職務のルールであり、またあるべき専門職を描く行為である。この科目は、すべての法律科目に横断的に適用される通則でもある。検察官及び裁判官についてもゲストスピーカーを招いてその倫理を理解する。		
授業方法		
毎回TKCに掲載する授業レジュメの設問または設例を、同時にTKCに掲載する配布資料と教科書の読むべき指定箇所をもとに質疑討論する。		
成績評価の方法		
期末試験および平常点によって評価する。期末試験は、50 点満点とする。平常点については、授業欠席日数に応じた減点方式とし 1 回の授業欠席につき期末試験の成績から 2 点減点する。なお、授業を欠席した者が正当な理由なく欠席届を次回出席時まで提出しなかった場合には、1 回の授業欠席につき更に 1 点減点(1 回の欠席につき合計 3 点の減点)とする。 成績評価は、A、B、C、D、F または N(不可)の 5 段階とする。		
授業計画		
第1回 専門職責任とは何か 各国の倫理規範の概要と対象範囲 第2回 弁護士の歴史 第3回 綱紀・懲戒制度 第4回 事件の受任・処理・辞任 第5回 弁護士報酬／依頼者の金銭 第6回 相手方／同僚弁護士との関係 第7回 秘密保持義務(その1) 第8回 秘密保持義務(その2) 秘密保持義務の解除 第9回 利益相反(その1)利益相反禁止の理由とその類型 第10回 利益相反(その2)複数依頼者・弁護士自身の利益相反 第11回 裁判官の倫理(ゲストスピーカー) 第12回 検察官の倫理(ゲストスピーカー) 第13回 刑事弁護における倫理(その1) 第14回 刑事弁護における倫理(その2) 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)： ○ 小島・柏木・小山「テキストブック 現代の法曹倫理」法律文化社 以下、略称して「テキストブック」		
前提履修科目		
なし		

実務基礎科目

科 目	専門職責任 2 / 専門職責任 (後期)	単 位
		2
担 当	柏木 俊彦	
授業内容の概要		
専門職責任 2では、弁護士の業務規制や広告、無資格業務や非弁提携といった弁護士の業務規制的側面を規律する倫理、刑事・民事裁判の場における真実義務、共同事務所の規律、組織の弁護士、公益活動、そして弁護士の民事責任等を学ぶ。検察官及び裁判官の倫理についてもゲストスピーカーを招いてその倫理を学ぶ。		
授業方法		
毎回TKCに掲載する授業レジュメの設問または設例を、同時にTKCに掲載する配布資料と教科書の読むべき指定箇所をもとに質疑討論する。		
成績評価の方法		
期末試験および平常点によって評価する。期末試験は、50 点満点とする。平常点については、授業欠席日数に応じた減点方式とし 1 回の授業欠席につき期末試験の成績から 2 点減点する。なお、授業を欠席した者が正当な理由なく欠席届を次回出席時まで提出しなかった場合には、1 回の授業欠席につき更に 1 点減点(1 回の欠席につき合計 3 点の減点)とする。		
成績評価は、A、B、C、D、F または N(不可)の 5 段階とする。		
授業計画		
第1回 弁護士の業務規制／広告		
第2回 無資格業務／ 非弁提携		
第3回 中立調整型／利益相反の訴訟行為		
第4回 共同事務所／弁護士法人		
第5回 組織の弁護士		
第6回 刑事裁判における誠実・真実義務		
第7回 民事裁判における誠実・真実義務		
第8回 弁護士の民事責任(その1)		
第9回 弁護士の民事責任(その 2)		
第10回 弁護士会からみた弁護士倫理(ゲストスピーカー)		
第11回 検察官の倫理(ゲストスピーカー)		
第12回 裁判官の倫理(ゲストスピーカー)		
第13回 刑事弁護における倫理		
第14回 公益活動／弁護士の使命・役割		
第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)： ○ 小島・柏木・小山「テキストブック現代の法曹倫理」法律文化社 以下、略称して「テキストブック」		
前提履修科目		
なし		

実務基礎科目

科 目	法実務入門（前期）	単 位
		2
担 当	竹内 淳・上田 正和	
授業内容の概要		
法律実務家の実務技能の基本である、(1)法的思考（あるいは、事実の整理・分析・評価、法的分析・法的推論ともいう。）、(2)法的思考を支える法情報調査（および事実調査）、ならびに(3)法的思考の結果を文書で表現する法文書作成の基礎について、民事紛争事例、契約締結事例、刑事事件などの具体的事例を素材とし、主として(a)裁判例における実際の法的思考の過程を分析すること、ならびに(b)学生自身が事実関係の整理・分析、必要な法令・判例・学説等の調査（法情報調査）を行い、さらに、整理・分析および調査の結果による事実の評価を踏まえて、事実整理メモ・訴状・契約書などの文書を作成することを通じて理解・修得する。		
授業方法		
事前に裁判例または具体的な事例を学生に示し、学生が授業前に必要な事実整理・調査等の検討を行い、かつ、場合により一定の文書を作成する。教室（1クラス20～30名程度の少人数クラス）では、主に学生が作成した文書などをもとに、法的思考（事実の整理・分析・評価）のあり方および必要な法情報調査、法文書作成の要点等について議論する。必要に応じて一部講義を行う。 参考文献は、下記掲載の参考書のほか、開講時に参考文献リストを配布し、かつ、必要に応じ、関連する参考文献・参考資料等をPDFファイルなどで学生に提供する。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度(課題としての文書の提出も含む。)と、学期末に提出を要求するレポート(テイク・ホーム試験。文書作成を含む。)によって評価する。成績は「A、B、C、D、F（または N）」の5段階とする。なお、課題として各授業前の作成・提出を要求する文書自体の出来・不出来は、評価の対象としない。		
授業計画		
第1回	法実務入門－イントロダクション	第11回 法的思考の実際－刑事事件
第2回	法的思考の実際－民事紛争事例	第12回 刑事事件－準抗告申立書
第3回	民事紛争事例－事実整理メモ1	第13回 同一弁論要旨（骨子）
第4回	同一事実整理メモ2	第14回 法的思考の実際－憲法訴訟
第5回	同一法律意見書（骨子）	第15回 学期末課題－テイク・ホーム試験
第6回	同一訴状	
第7回	法的思考の実際－契約締結事例	
第8回	契約締結事例－事実整理メモ（不動産売買契約）	
第9回	同一契約書1（不動産売買契約）	
第10回	同一契約書2（建物賃貸借契約）	
使用教材：原則として、担当教員作成の事例教材、講義資料、レジュメ等を使用する。		
参考書(購入任意)：坂本正光編『入門リーガルライティング』有信堂 加賀山茂＝松浦好治編『法情報学』(第2版補正版)有斐閣 司法研修所編『改訂 問題研究要件事実』法曹会 司法研修所編『民事訴訟における事実認定』法曹会 石井一正『刑事事実認定入門』判例タイムズ社 河村寛治『契約実務と法』第一法規		
前提履修科目：なし		

科 目	ローヤリング / 面接・交渉技法（後期）	単 位 2																		
担 当	竹内 淳																			
授業内容の概要																				
法律実務家の基本的実務技能のうち、(1)相談者・依頼者との相談・面接に関わる技法、(2)相手方当事者（その代理人を含む。）との交渉に関わる技法、および(3)事件受任、事実調査、依頼者への説明・報告等に関する技法について、主として(a)学生自身が法律相談の場面、示談交渉の場面、契約締結交渉の場面などの具体的事例を想定したロールプレイ（模擬法律相談、模擬交渉）を行うこと、および(b)実施したロールプレイの結果等を素材とし、(1)、(2)、(3)の各技法に関係する問題を提示しながら、教室で議論をすることを通じて理解・修得する。 <u>なお、平成19年度(2007年度)新カリキュラム導入に伴い、科目名が「ローヤリング」と変更になり、配当学年が1年次後期に移行したが、基本的には授業内容自体に変更はない。平成18年度(2006年度)以前の入学者は、「面接・交渉技法」の授業として本科目を履修することになる。</u>																				
授業方法																				
1クラス20名程度の少人数クラスとする。事前に事案の概要を学生に示し、かつ学生に弁護士役、相談者役等の役目を割り振ったうえで、教室で模擬法律相談、模擬交渉などのロールプレイを実施する。ロールプレイ実施後、あらかじめ学生に配布したレジュメ、参考文献等に基づいて、上記(1)、(2)、(3)の各技法に関わる問題点について議論する。その他、講義、演習形式の授業も併用する。必要に応じて、法律の基本知識の確認を行う。 教科書・参考文献は、以下に掲載の教科書のほか、開講前に参考文献リストを配布し、かつ、必要に応じて、関連する参考文献・参考資料等をPDFファイルなどで学生に提供する。																				
成績評価の方法																				
毎回の授業における能動的参加の程度（ロールプレイへの参加も含む。）と、学期末に提出を要求するレポート（テイク・ホーム試験）によって評価する。成績は「合／否」とする。 なお、ロールプレイ自体の出来・不出来は評価の対象とはしない。																				
授業計画																				
<table><tr><td>第1回 面接・交渉技法総論、面接技法概観</td><td>第10回 交渉技法まとめ（紛争解決交渉）</td></tr><tr><td>第2回 法律相談～事件受任の実際</td><td>第11回 契約締結交渉準備</td></tr><tr><td>第3回 模擬法律相談1【ロールプレイ】</td><td>第12回 模擬契約締結交渉1【ロールプレイ】</td></tr><tr><td>第4回 模擬法律相談2【ロールプレイ】</td><td>第13回 模擬契約締結交渉2【ロールプレイ】</td></tr><tr><td>第5回 面接技法のまとめ・事実調査概観</td><td>第14回 面接・交渉技法のポイント（総まとめ）</td></tr><tr><td>第6回 交渉技法概観</td><td>第15回 学期末課題—テイク・ホーム試験</td></tr><tr><td>第7回 紛争解決交渉準備</td><td></td></tr><tr><td>第8回 模擬紛争解決交渉1【ロールプレイ】</td><td></td></tr><tr><td>第9回 模擬紛争解決交渉2【ロールプレイ】</td><td></td></tr></table>			第1回 面接・交渉技法総論、面接技法概観	第10回 交渉技法まとめ（紛争解決交渉）	第2回 法律相談～事件受任の実際	第11回 契約締結交渉準備	第3回 模擬法律相談1【ロールプレイ】	第12回 模擬契約締結交渉1【ロールプレイ】	第4回 模擬法律相談2【ロールプレイ】	第13回 模擬契約締結交渉2【ロールプレイ】	第5回 面接技法のまとめ・事実調査概観	第14回 面接・交渉技法のポイント（総まとめ）	第6回 交渉技法概観	第15回 学期末課題—テイク・ホーム試験	第7回 紛争解決交渉準備		第8回 模擬紛争解決交渉1【ロールプレイ】		第9回 模擬紛争解決交渉2【ロールプレイ】	
第1回 面接・交渉技法総論、面接技法概観	第10回 交渉技法まとめ（紛争解決交渉）																			
第2回 法律相談～事件受任の実際	第11回 契約締結交渉準備																			
第3回 模擬法律相談1【ロールプレイ】	第12回 模擬契約締結交渉1【ロールプレイ】																			
第4回 模擬法律相談2【ロールプレイ】	第13回 模擬契約締結交渉2【ロールプレイ】																			
第5回 面接技法のまとめ・事実調査概観	第14回 面接・交渉技法のポイント（総まとめ）																			
第6回 交渉技法概観	第15回 学期末課題—テイク・ホーム試験																			
第7回 紛争解決交渉準備																				
第8回 模擬紛争解決交渉1【ロールプレイ】																				
第9回 模擬紛争解決交渉2【ロールプレイ】																				
使用教材																				
教科書（購入必須）： 名古屋ロイヤリング研究会編『実務ロイヤリング講義』民事法研究会【改訂版出版予定】 参考書（購入任意）： 参考文献リスト（開講前にPDFファイルで提供予定）を参照のこと。																				
前提履修科目																				
なし（ただし、授業は、履修学生が法実務入門または法情報調査・法文書作成（旧カリキュラム）の単位を取得していることを前提としている。）																				

科 目	民事訴訟実務（前期）	単 位
		2
担 当	北沢 義博、釘澤 知雄	

授業内容の概要

弁護士は、民事裁判において民事訴訟法等の手続法に則り、①依頼者の求める趣旨と主張の開示及び自己の主張の証拠による立証、②相手方の主張や弁解に対する反論及び当該反論を支える反証の提出による相手方の主張や弁解の論破、③本人・証人尋問による自己の主張の補強や相手方主張の矛盾点への攻撃等の各種訴訟活動を行わなくてはならない。そこで、本科目では、民事訴訟第1審手続を具体的な事案を基にして概観して訴訟の流れ及び根拠法令等を学び、又、依頼者から得られた情報を基にして、訴状、答弁書及び準備書面を起案することによって、民事訴訟で必要とされる法律文書の構成及び書き方等を修得し、更に模擬証人尋問を行い、訴訟における尋問技術の基本を学んでもらう。なお、本科目では民事模擬裁判は行わない。民事模擬裁判は冬期集中講義で行う予定である。

授業方法

- ① 民事訴訟第1審手続について、司法研修所作成のDVDを視聴し(和解期日部分を除く)、適宜、手続の条文上の根拠などを解説する。
- ② 幾つかの指定教材を使用して、民事訴訟第1審手続の流れを掴み、事実認定、要件事実及び争点整理等について各自に書面を起案して貰い、議論する。教材を当該講義の1週間前に配布ないしTKCに掲載するので、各自起案の上、講義前日午前中までにメール(FAX)で提出してもらう。
- ③ 使用した教材を用いて、法廷教室で模擬証人尋問を行い、尋問事項等を議論する。

成績評価の方法

最終回に期末試験を実施する。講義に際して提出してもらう書面及び講義への能動的・積極的な参加の程度を加味し、総合的に評価する。期末試験と平常点の比率は6対4とする。成績評価は、A・B・C・D・F(不可)の5段階とする。

授業計画

- 第1回 民事訴訟第1審手続の学習(DVD視聴)
- 第2回 指定教材Ⅰについて、原告本人の陳述書に基づき訴状の起案と講評
- 第3回 同事案に関して、被告本人の陳述書に基づき答弁書の起案と講評
- 第4回 同事件に関して、原告準備書面起案と講評
- 第5回 指定教材Ⅱについて、原告本人の陳述書に基づき訴状の起案と講評
- 第6回 同事案に関して、被告本人の陳述書に基づき答弁書の起案と講評
- 第7回 指定教材Ⅲについて、訴状ないし答弁書の起案と講評
- 第8回 同教材に関して、原告ないし被告の反論の準備書面起案と講評
- 第9回 同教材に関して、原告本人ないし被告本人に対する尋問事項の起案と模擬法廷での簡易な尋問の実施と講評
- 第10回 同上、及び和解期日の実施(DVD視聴を含む)
- 第11回 指定教材Ⅳについて、事実認定と要件事実(ブロック・ダイアグラム)の作成と講評
- 第12回 原告最終準備書面等の起案と講評
- 第13回 被告最終準備書面等の起案と講評
- 第14回 判決起案(裁判官から見た事実整理)の起案と講評
- 第15回 期末試験

使用教材

教科書(貸与)：指定教材の司法研修所作成の教材は貸与する。その他の教材は配布する。

参考書(購入任意)：特になし

前提履修科目

なし

科 目	刑事訴訟実務（後期）	単 位
		2
担 当	黒田 純吉・萩原 猛	
授業内容の概要		
刑事実体法・手続法の理論的理解を前提に、具体的事案におけるそれらの応用を修得する。具体的には、①刑事手続に関する法律家としての基礎的能力すなわち、a. 情報収集能力(事実の把握、そのための質問・発問、適用法理の把握)、b. 判断能力、c. 表現能力(主張、報告)を養成する。②当事者間の対立構造における弁護人、検察官、裁判官の各役割に対する理解を深める。③国際人権法に留意しつつ現行の刑事手続への批判的視点を養成し、大きく変化する刑事手続に対応できる力を獲得する。		
授業方法		
基本的に毎回予習課題を課し、課題に関するレポートを事前に作成・提出させる。授業当日は、問題の所在、前提となる規範、事実の把握などに関する教員による質問と学生による応答を通して、徹底したディスカッションを行う。場合により、その場で法的主張として構成した申立書を起案させ、あるいは、弁護人、検察官、裁判官の役割分担によるロールプレイングを行う。		
成績評価の方法		
毎回の授業の事前課題の評価、能動的参加状況および期末試験により判定する。成績評価は、A, B, C, D, FまたはNの5段階とし、FおよびNを不合格とする。		
授業計画		
第1回 事実認定と適正手続		
第2回 逮捕・勾留		
第3回 接見		
第4回 接見交通権		
第5回 取調べ		
第6回 公訴		
第7回 保釈		
第8回 第一回公判		
第9回 訴因		
第10回 証拠法1		
第11回 証拠法2		
第12回 証人尋問1		
第13回 証人尋問2		
第14回 論告・弁論		
第15回 期末試験		
使用教材		
各テーマにふさわしい刑事記録を基礎に作成した模擬記録、及び、判例、問題別の状況設定をした参考資料(作成予定)		
教科書(購入必須):		
とくに指定しない。		
参考書(購入任意):		
適宜紹介する。		
前提履修科目		
なし		

科 目	民事模擬裁判（後期集中）	単 位
		1
担 当	釘澤 知雄	
授業内容の概要		
弁護士は、民事裁判において①依頼者の求める趣旨と主張の開示及び自己の主張の証拠による立証、②相手方の主張や弁解に対する反論及び当該反論を支える反証の提出による相手方の主張や弁解の論破、③本人尋問・証人尋問を通じた自己の主張の補強や相手方主張の弾劾などの訴訟活動を行わなくてはなりません。そこで、本科目では、模擬裁判方式で、依頼者から得られた情報を基にして、訴状、答弁書及び準備書面の陳述と書証の提出及び本人ないし証人尋問を行い、民事訴訟の始まりから終わりまでの手続きを体験し、訴訟における民事弁護の技術を修得してもらいたいと思います。		
授業方法		
クラスを原告訴訟代理人役と被告訴訟代理人役に二分して、模擬裁判形式で、書面の起案、陳述、書証の整理、提出及び本人・証人尋問を順次行い、適宜、講評する。なお、受講生が10名を超えるクラスは、当該クラスに2法廷を作り、一方は担当教授、もう一方は非常勤講師等が受け持つが、講評等は適宜合同で行う。		
成績評価の方法		
講義・模擬裁判への能動的・積極的な参加の程度によって評価する。成績評価は、合・否の2段階とする。		
授業計画		
第1回（模擬裁判Ⅰ） 原被告双方の事実聴取、訴状・答弁書の起案・陳述と講評 第2回（模擬裁判Ⅱ） 原被告双方の主張補充及び尋問リハーサル 第3回（模擬裁判Ⅲ） 原告本人（証人）尋問及び講評 第4回（模擬裁判Ⅳ） 被告本人（証人）尋問及び講評、判決言い渡し 試験は実施しない。		
使用教材		
教科書（購入必須）： 特になし。模擬裁判教材は貸与ないし配布する。 参考書（購入任意）： 特になし		
前提履修科目		
民事訴訟実務		

実務基礎科目

科 目	エクスターンシップ（後期集中）	単 位
		1
担 当	山口 健一	

授業内容の概要

2年次(4年制の場合は3年次)後期終了後の冬期休暇の間に、学生の希望に応じて、第二東京弁護士会、埼玉弁護士会等の会員が執務する法律事務所、企業法務部、その他の法律関係機関に学生を派遣し、弁護士活動の実態を観察・体験することによって弁護士活動への理解を深めることを目的とする。取得単位は1単位とし、評価は可否とする。

授業方法

授業は、担当教員によるオリエンテーション及び合同セミナーと、学生を受け入れる指導担当者による現場指導とからなる。指導担当者による指導はマンツーマンの口頭指導・文書添削指導を中心とする。

成績評価の方法

成績は、学生が作成・提出する活動日誌および最終報告書と、指導担当者が作成・提出する活動証明書によって行い、可否の2段階による。成績は3年次(4年制の場合は4年次)前期の成績として記録される。

授業計画

- 9月初め：担当教員は、受入先法律事務所等のリストと情報を学生に提供・開示する。
- 9月末～10月初め：担当教員は、2回に亘り、エクスターンシップ履修に関する説明会(オリエンテーション)を行い、エクスターンシップの目的、活動日誌と最終報告書の記載の仕方、現場観察・体験での倫理問題等の留意点について解説する。同時に、受入先リストの各受入先の特徴を口頭で説明し、学生に受入先希望票の記入の仕方を説明する。
- 10月末：担当教員は、学生から提出された受入先希望を受け、学生の履修資格の判定を行うとともに受入先の決定を行う。受入先希望が重複する場合は、抽選等の方法で受入先を決定する。原則として、受入先の指導担当者1名について学生3名を超えないものとする。
- 11月初め：担当教員は、10月末までに受入先を決定し、決定した受入先に対し、本学学長名で委嘱状、エクスターンシップガイド(受入先向)、秘密保持誓約書(写)、学生作成の自己プロフィール、活動証明書(書式)を送付して、エクスターンシップを委嘱する。
- 1月～3月：学生は、法的に許容される限度において派遣先の指導担当者と定期的に行動を共にし、その行動を現場で観察するとともに、観察された活動について弁護士の解説を受け、討論ないし起案をする(現場指導は、最低約50時間)。学生は、現場観察・体験を、活動日誌に記録する。担当教員は、2月下旬及び3月下旬の2回を目処として、各回1時間30分程度の合同セミナーを行い、経験を共有するとともに、意見交換を行う。
- 4月：学生は、担当教員に、活動日誌と最終報告書を提出する。最終報告書において、エクスターンシップ実施前の獲得目標及び期待をどれだけ達成できたか、エクスターンシップで発見したこと・得られたこと、エクスターンシップを今後の法科大学院での勉強にどう生かしたいか等を記載するものとする。各学生の指導担当者は、活動日誌の内容を確認する活動証明書を担当教員に提出する。担当教員は、活動日誌、最終報告書、活動証明書によって評価を行い、可否の成績をつける。

使用教材

担当教員によるオリエンテーションおよび合同セミナーにおいては、特に教材は指定しない。事前配布ないし当日配布する受入先リスト(受入先情報概要を含む)、エクスターンシップガイド(学生向)、他の学生のエクスターンシップ体験等が教材となる。現場の指導担当者は、口頭指導、文書添削指導を中心とするが、必要に応じて文献資料、事件記録も使用する。

前提履修科目

必修としての法律基本科目・実務基礎科目(法情報調査・法文書作成及び専門職責任)の単位を取得もしくは取得見込みであること。なお、面接・交渉技法及び民事訴訟実務の単位を取得していることを推奨する。

科 目	民事クリニック 1 / 学内民事クリニック (前期および後期)	単 位 4
担 当	難波 幸一	
授業内容の概要		
法科大学院の建物内に併設する法律事務所において、弁護士である教授の立会や指導の元に民事事件の相談を受け、受任した事件につき、資料・文献を収集し、事件の方針を検討し、訴状・答弁書・準備書面等訴訟関係書類を作成し、証人・本人尋問の準備をするほか法廷を傍聴するなど実際の事件に関与させる。受任した事件についての法理論上の論点・弁護方針等に関し、セミナーを実施する。以上により、法理論の具体的実践するとともに依頼者との面接技能を修得させ、民事司法制度の実際とあるべき民事手続について考察させる。		
授業方法		
弁護士が行う民事事件の相談及び受任した事件の訴訟活動に立ち合わせるとともに、補充的に発問をさせる事情聴取をさせ、事件の方針を討議して検討させ、また実際に文献収集や訴訟関係書類を作成させたり、尋問事項を作成する等証人・本人尋問の準備をさせ、法廷を傍聴させるなど、実際の事件に関与する方法による。また、セミナーにおいては、担当教員と学生、あるいは学生相互間で質疑討論を行い、テーマについて理解を深めさせる。		
成績評価の方法		
事件処理の過程で作成された訴訟関係書類の内容と、事情聴取・打ち合わせ・方針討議・セミナーにおける発言等の内容を総合的に検討して評価する。成績は合格・不合格の2段階とする。		
授業計画		
教室での講義と異なり、学内の法律事務所や法廷等において実際の事件を担当することにより授業が進行していくので、1回ごとの授業計画はない。おおむね1週間に6時間の事件活動と2時間のセミナーを行う。その具体的内容は以下のとおりである。		
法律相談		
学内の法律事務所で行う民事法律相談に立ち会い、必要に応じ弁護士の指導または立ち会いの元で相談者に発問する。相談の結果を、事案の概要・法的問題点、受任の要否・可否について報告書にまとめる。		
事件受任		
弁護士が受任した民事事件について、弁護士の指導または立ち会いの元に、当事者及び事件関係者から事情を聴取するとともに、文献・資料の収集をする。そして、これらを総合して、事件の見通し、処理の方法、解決のための手段の選択等につき、教授や他の学生と討議して方針を決定する。		
決定された方針にしたがい、事情聴取や資料・文献に基づき、訴状・答弁書・準備書面・証拠申出書等の訴訟関係書類を作成して提出する。弁護士の指導または立ち会いの元に、尋問を予定されている本人・証人と尋問の打ち合わせをし、尋問事項書を作成する。事件によっては、尋問の演習をする。		
担当している事件の弁論・尋問期日に法廷を傍聴し、報告書・尋問経過メモを作成する。		
その他、民事保全事件・裁判外の交渉契約書締結・遺言書作成等の書面作成及び立会い		
使用教材		
授業方法で述べたとおり、実際の事件自体が教材であり、特に教科書は使用せず、参考文献・資料等は必要に応じPDFファイルなどで提供する。		
前提履修科目		
民法1～6、民事訴訟法1・2、法情報調査・法文書作成、民事訴訟実務及び専門職責任の単位を取得していること。		

科 目	民事クリニック 2 （前期・後期）	単 位
		4
担 当	櫻井光政	
授業内容の概要		
生の事件を素材に問題の解決に取り組めます。訴状や準備書面の起案が主な作業になります。また、折に触れ依頼者の声を聞き、問題点を整理し、法廷を傍聴して、訴訟の流れをつかみます。毎回書面の起案を課題に出し、週に一度のセミナーではそれぞれの起案を講評します。現実の事件を題材にするので全てが複雑な事件というわけではありませんが、論点の少ない事件であっても書き方によって説得力に大きな違いが出ることを実感できると思います。起案講評を通じて民事実体法、訴訟法についての理解を深め、具体的事案をどのように規範に当てはめるかを学んでいきます。また、判例の射程の捉え方なども学んで頂くつもりです。クリニックで学んだ内容は、弁護士になって役に立つことはもちろんですが、訴状や準備書面の起案の訓練は司法試験の論文作成能力を高める上でも大いに役立つことと思います。		
授業方法		
毎週冒頭に紛争の概要と証拠書類をお渡しし(多くはPDF加工済み)、訴状、答弁書、準備書面などの起案の課題を出します。全員が同じ課題に取り組めます。ゼミ生同士で議論しても構いませんが、数人共同して1通の起案を提出することは許されません。毎週金曜の午後6時まで提出していただいた書面は全て添削し、全部をコピーした上で翌日(土曜日)のセミナーでお返し、講評します。つまり、皆さんは、ご自身の起案について教員の添削を受けた上、他の学生が起案し、添削を受けた書面を手にすることになります。ですから他の学生からも積極的に学んでいただきたいと思います。 それぞれの紛争は、現実のものですからほぼ同時に訴訟が進行しています。従ってそれぞれについての訴訟スケジュールをお伝えします。興味があり、参加可能な期日があれば、ご参加下さい。08年後期では証人尋問や弁論準備期日(実質的な和解期日でした)に参加してもらうことが出来ました。		
成績評価の方法		
成績は可否の判定のみとする。毎回の授業における起案と週報によって判定を行う。		
授業計画		
第1回 合同オリエンテーション 第2回 シミュレーション・リベルテ事件訴状講評 第3回 から 第20回 順不同に、①売買②賃貸借③請負④不法行為⑥保険⑦会社などをめぐる問題について、適宜の事件に関する書面を作成していただいた上でその講評を行います。また、途中2度ほど民事クリニック1と共同でセミナーを行います。		
使用教材		
判例付き六法(どれでも良い)をご用意下さい。初学者には必携です。		
前提履修科目		
民法1から6, 民事訴訟法1, 2, 会社法1, 2, 民事訴訟実務		

実務基礎科目 クリニック

科 目	刑事クリニック 1 / 学内刑事クリニック (前期および後期)	単 位
		4
担 当	萩原 猛	
授業内容の概要		
①法科大学院の建物内に併設する法律事務所において、弁護士である担当教員の立会や指導のもとに刑事事件（国選弁護事件・当番弁護士扶助事件）の相談を受け、担当教員の受任した事件につき、学生に、事実調査・法令・判例・学説の検討をさせ、事情聴取書・報告書、各種異議申立書等の文書を作成させる。②接見・公判廷での活動・被害者との示談交渉等、担当教員の弁護活動に立ち合わせると共に各種意見書・請求書・尋問事項書・示談書・弁論要旨等法文書を作成させる。③受任した事件についての法理論上の論点・弁護方針等に関し、セミナーを実施する。このように学生を実際の事件に関与させることによって、法理論の具体的実践・依頼者との面接技能を修得させ、刑事司法制度の実際とあるべき刑事手続について考察させる。また、貧困者に対するリーガルサービスの提供を通じて法曹の社会的責務を自覚させる。		
授業方法		
依頼者からの事情聴取・公判廷での活動等担当教員の弁護活動に学生を立ち合わせ、事件処理に必要な法文書の作成等、学生自らが行える活動については、担当教員の指導・監督のもとに可能な限り学生に行わせる。また、セミナーにおいては、担当教員と学生、あるいは学生相互間で質疑討論を行い、テーマについて理解を深めさせる。		
成績評価の方法		
事件処理の過程で作成された法文書の内容、セミナーの際の発言等、各種活動を総合的に評価し、試験は特に実施しない。成績は、合格・不合格の2段階とする。		
授業計画		
教室での講義と異なり、学内の法律事務所や法廷等において実際の事件を担当することにより授業が進行していくので、1回ごとの授業計画はない。概ね1週間に7時間の事件活動と2時間のセミナーを行う。その具体的内容は以下のとおりである。 ①依頼者・関係者からの事情聴取―供述録取書・報告書・メモの作成 ②接見 ③弁護方針・戦略確定へ向けてのカンファレンス（随時） ④現場調査―報告書・メモの作成 ⑤各種異議申立―申立書作成・申立 ⑥関係者との接触・示談交渉・示談書作成 ⑦学説・判例・文献調査 ⑧公判立会―尋問事項書・公判経過報告書・メモの作成、弁論要旨の作成 ⑨公判の反省会・ケースカンファレンス		
使用教材		
実際の事件自体が教材であり、特に教科書は使用せず、参考文献・資料等は必要に応じPDFファイル等で提供する。		
前提履修科目		
履修登録時点で、刑法1・2、刑事訴訟法1・2、専門職責任、法情報調査・法文書作成（法実務入門）、刑事訴訟実務の単位を取得していること。		

実務基礎科目 クリニック

科 目	刑事クリニック 2 / 学外刑事クリニック（前期および後期）	単 位 4
担 当	丸山 輝久	

授業内容の概要

生の事件に接することにより、体験的に刑事手続全般の知識を深めるとともに、具体的事実の整理、分析方法の習得、証拠の検討による事実認定の方法、刑法条文の解釈・適用を確実なものにする。そして、刑事弁護に興味を持ってもらう。ただし、新司法試験に役立つ基礎知識の定着化に留意する。

① クリニック活動は、当職が担当する被疑者弁護事件、及び国選弁護事件を中心に、当職の補助者として刑事弁護活動に参加し、刑事弁護の方法、刑事手続、事実認定、法令適用、事実及び法令等の調査などの知識及び技術を習得する。他の弁護士担当事件も扱うことがある。

② 週 1 回実施するゼミは、担当事件の検討、課題に対する起案の検討、シミュレーション授業などを実施し、事案・法律上の問題点を検討し、検察官・弁護人双方の立証活動（証拠、尋問方法）、事実認定、法令の適用などについて、学生間の議論を中心に討論し、刑事訴訟法及び刑法に関する基礎知識の確実化、深化を図る。

③ 当職のみならず、刑事弁護を行っている若手弁護士との交流も行う。

授業方法

上記①については、接見、法廷傍聴、関係者からの事情聴取、事実調査、裁判傍聴などを体験させ、学生に起案をさせ、学生間の討論によって得た結果を当職の刑事弁護に活用する。そして、当職の弁護活動に対しても批判検討をしてもらう。また、控訴審事件は、一審での検察・弁護人双方の立証活動、弁論、判決などを批判的に検討・討論し、控訴趣意書を起案してもらい、控訴審裁判を傍聴する。

履修場所は、原則として当職の事務所、第二東京弁護士会館などで実施（学生の意見も参考にする）。

上記②については、グループでの共同作業、具体的事案を題材にした課題に対する自宅起案を基にした勉強会などを行い、各人の答案に当職が講評を加える。それとは別に、学生間の討論によって法律知識及び事実分析・整理能力、事実認定能力、法律適用能力を深化さる。履修場所は本校舎内。

上記③によって、学生のモチベーションの向上を図るとともに、刑事弁護への関心を深める。

履修場所は、面談する弁護士の都合によって異なる。

成績評価の方法

公式には合否のみである。期末試験はない。

合格には、週 7 時間程度の実務（自宅起案なども含む）の 4 分の 3 の稼働、ゼミも 4 分の 3 の出席が必要であり、所定の週報を作成して担当教員に提出しなければならない（起案の提出も 4 分の 3 以上であることが必要）。

答案、起案には、当職が試みに採点をする場合がある。

授業計画（全体として 20 週・ゼミ 20 回）

クリニック 原則として、学生一人が 3 件くらい共同で担当することとし、逮捕から一審判決までを体験できるように努め、扱う案件は性犯罪を除く刑法犯とする。

上訴審事件については上記限定がない。

ゼミ 第 1 回 スケジュール、班編成などの確定。

当職の刑事弁護の体験に基づいて、刑事裁判について講義する。

第 2 回～20 回 具体的事実問題について答案を作成させ、事実分析・整理能力、法適用能力を試すことを 12 回程度、模擬裁判・既済事件を下にした起案などを 5、6 回、担当している事件の検討会を 2、3 回程度、各実施する。

前提履修科目

刑事法入門、刑法 1、2、刑事訴訟法 1、2、専門職責任、法実務入門、刑事訴訟実務の単位を取得していること。

科 目	情報公開クリニック（前期および後期）	単 位 2
担 当	近藤 卓史、ローレンス・レペタ	
授業内容の概要 担当教員の指導のもと、学生に情報公開制度を利用して研究するテーマを選定させ、国、自治体等(アメリカ他諸外国に対する請求も含む)に対し現実に情報公開請求をさせる。非公開処分に対しては不服申立書、反論書の作成、審査会における意見陳述等不服申立手続きを行い、情報公開請求の経緯も含めて研究結果の報告をさせる。あわせて情報公開請求者からの相談、書類作成等も行う。情報公開制度が、弁護士業務における情報収集手続として有用であることを確認させるとともに、行政処分、行政争訟の仕組みを理解する入門として、行政事件について考察させることも目的とする。 授業方法 情報公開請求、不服申立手続等学生自らが行える活動については、担当教員の指導・監督のもとに可能な限り学生に行わせる。また、セミナーにおいては、担当教員と学生、あるいは学生相互間で質疑討論を行い、テーマについて理解を深めさせる。 成績評価の方法 情報公開請求の過程で作成された文書の内容、研究結果の報告、セミナーの際の発言、各種活動を総合的に評価する。成績は、合格・不合格の2段階とする。 授業計画 実際の情報公開請求をすることにより授業が進行していくので、1回ごとの授業計画はない。概ね1週間に4. 5時間の活動(隔週1回2時間のセミナーを含む)を行う。その具体的内容は以下のとおりである。 1 情報公開制度(アメリカ他諸外国を含む)についての検討 2 情報公開制度の利用による研究テーマの選定 3 現実の情報公開請求 4 公開文書及び非公開文書の検討 5 非公開処分に対する不服申立書、反論書の作成、審査会における意見陳述等不服申立手続の履践 6 答申、裁決の検討 7 情報公開請求訴訟の可能性の検討 8 情報公開請求の経緯も含めた研究結果の報告 9 情報公開請求者からの相談、書類作成 10 非公開処分をうけた情報公開請求者からの相談、書類作成 使用教材 実際の情報公開請求自体が教材であり、特に教科書は使用せず、参考文献・資料等は必要に応じPDFファイル等で提供する。 前提履修科目 専門職責任、法実務入門の単位を取得していること。		

科 目	法律相談クリニック（2年次後期，4年制は3年次後期）	単 位 1
担 当	櫻井 光政，難波 幸一	
授業内容の概要 法科大学院の建物内に併設する法律事務所において、弁護士である教授の立会や指導の元に民事事件の相談を受けた事件につき、事件の内容を検討し、法的アドバイスを行うことおよびその事件を対象としたセミナーを実施することにより、法理論上の論点・弁護方針等を考える。以上により、法理論の具体的実践するとともに依頼者との面接技能を修得させる。 受講者は、最大16名程度とする。受講者数が12名以上のときは、2グループに分け、櫻井光政・難波幸一が各1グループを担当する。 授業方法・授業計画 学生は、学期中に8件（1件の所要時間は検討も含め1時間）以上の法律相談に立ち会う。法律相談の実施は、1回のロード法律事務所で行う夜間・土曜日の法律相談において行う。学生は適宜の日を選択し、法律相談に前日までに予約のうえ参加する。但し1ヶ月間の相談立ち会い件数は1件以上3件までとする。また同じ時間に立ち会う学生は2名までとする。 相談開始に先立って、相談担当弁護士と学生との間で注意事項の確認や役割の分担についての打ち合わせを行う。 相談中は学生は傍聴するほか能力・必要性につき相談担当弁護士の判断の元に、学生が発問、聴取を行うこともある。 相談後あるいは相談中、相談時間内に相談担当弁護士とその案件について事実上・法律上の問題点や処理方針、相談方法などにつき検討を行う。 学生は、傍聴した相談の概要、事実上・法律上の問題点や処理方針、相談方法などにつき検討した結果を報告書にまとめ、担当教員に退出する。 学期中に、1回2時間のセミナーを1ヶ月に1回、計4回行う。セミナー実施の曜日・時間は、受講学生の時間割に配慮のうえ、相談して決定する。 セミナーでは、学生がその1ヶ月に傍聴した法律相談案件の内重要なものにつき、学生の報告に基づき、事実上・法律上の問題点や処理方針、相談方法などにつき検討を行う。所定の相談に参加した場合、最終レポートを提出する。 学期を通じての稼働時間は相談・セミナーを含め計50時間とし、学生は日報を作成して担当教員に提出する。 成績評価の方法 成績は可否の判定のみとする。可否は所定の時間の相談・セミナーの出席及び稼働を前提とし、報告書・レポートにより決定する。 使用教材 実習科目であり、特に指定しない。 前提履修科目 民法1から6まで、民事訴訟法1，2，法実務入門の単位取得		

科 目	現代弁護士論 (前期)	単 位 2
担 当	久保利 英明	
授業内容の概要		
明治維新以後における日本の法曹制度から始め、現代の弁護士制度とその現実を検証しつつ、その問題点を学生との議論を通じて明らかとする。この問題点を解決するためには、我が国の法曹の将来像は如何にあるべきかを学生自身の将来像に重ねあわせながら追求し、自己の法曹としての生き方を見極め、法曹としての覚悟を促すように授業を進めていく。特に新規法曹人口が毎年2500名以上増加する現状認識をベースとして、弁護士間競争が必然となる時代を如何に生きるかを学修する。38年間の弁護士生活の中で担当教授が、又、適宜登場するゲストスピーカーたちが何を考え、何を実行し、何を獲得したかを生の題材として提供しながら学生の自主的かつ積極的な参加による検討を重ねる。		
授業方法		
TKC教育研究支援システムによって、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを事前に検討しうるように工夫し、当日は主として質疑討論によって当該テーマに関する理解を深めるように努力する。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績はA・B・C・D・FまたはNの5段階による。		
授業計画		
第1回 日本の弁護士の歴史と現在どのような状況にあるかを講義する。 第2回 前回に続行して、講義とディスカッションを行う。 第3・4回 現代の弁護士と弁護士会の抱える問題状況に関する討論。弁護士の自治と弁護士会の在り方も含めて 第5・6回 弁護士の大量増員時代の到来により現状がどのように変化するかを分析し、大都市と地方、巨大大事務所とブティック型専門事務所、企業法務と人権弁護士、町の弁護士の将来、企業内での弁護士・地方自治体や国の公務員、医療機関での仲裁人や学校法人での紛争処理など様々な弁護士の生き方を分類整理する方向で討論する。 第7回 ゲストスピーカーとして典型的な都市型市民弁護士に我が弁護士人生を語って頂き、ともに将来展望を討論する。 第8回 ゲストスピーカーとして典型的な企業弁護士・企業法務担当者をお招きして前回同様のディスカッションをする。 第9回 ゲストスピーカーとして典型的な弁護士過疎地域の弁護士に登場して頂き、前回同様のディスカッションをする。 第10回 米国の巨大大事務所の現状と比較して、わが国の法律事務所の巨大化の問題点を討論する。 第11回 韓国・中国の弁護士をゲストスピーカーにお招きし、アジアの弁護士事情について討論する。 第12回 刑事事件専門弁護士をゲストスピーカーとしてお招きし、現実と裁判員制度導入による変化を討論する。 第13回 日本の弁護士の将来像について産業化とプロフェッションの関係を中心に討論を行う。 第14回 学生自身が描く弁護士としての自分の将来像の発表 第15回 期末試験		
使用教材		
参考書(購入任意)：宮川光治・那須弘平・小山稔・久保利英明編『変革の中の弁護士』上・下 有斐閣 (絶版のため図書館等で適宜参照のこと) 日本弁護士連合会編著刊『弁護士白書』 大宮法科大学院＋久保利英明『ビジネス弁護士ロースクール講義』日経 BP 社		
前提履修科目		
なし		

科 目	刑事弁護活動論（前期）	単 位
		2
担 当	萩原 猛	
授業内容の概要		
刑事法の基礎的理解を経た学生を対象として、刑事手続の段階に応じたシミュレーションと討論を中心とした授業を行う。その際、学生に弁護人役をさせ、あるいは弁護人として思考させることを通じて刑事弁護の技能及び弁護士倫理を理解・修得させる。また、刑事弁護の経験豊富な弁護士の経験談に触れさせることを通じて刑事問題への関心を惹起させる。		
授業方法		
事前に事例・資料を配付し、授業前に必要な検討・準備をさせ、授業は直ちにシミュレーションや討論ができるようにする。必要に応じて講義を行う。その際、刑法・刑事訴訟法に対する理解が、学生において充分であるかは常に考慮して、基礎知識・基礎理論の定着に意を用いる。		
成績評価の方法		
課題として作成された法文書の内容・討論の際の発言等の平常点及び期末試験（テークホーム試験）によって評価する。成績評価は、A・B・C・D・FまたはNの5段階による。		
授業計画		
第1回(座談会) 刑事弁護を多く手掛けている弁護士をゲストとして招き、ゲストが手掛けた事件を題材に、学生とディスカッションする。		
第2回(模擬接見) 接見のロールプレイ。		
第3回(否認事件の初期弁護活動) 前回の模擬接見に基づく弁護活動について検討する。		
第4回(黙秘権と弁護活動) 被疑者に対する弁護人としての助言内容を検討する。		
第5回(不起訴へ向けての弁護活動) 不起訴獲得には何かポイントであるか検討する。		
第6回(第1回公判期日までの間の弁護活動①) この間に実施すべき弁護活動について検討する。		
第7回(第1回公判期日までの間の弁護活動②) この間に実施すべき弁護活動について検討する。		
第8回(公判前整理手続における弁護活動) 公判前整理手続における弁護活動について検討する。		
第9回(模擬反対尋問) 証人尋問のロールプレイ。		
第10回(被害者問題) 刑事手続における被害者に関する弁護活動について検討する。		
第11回(情状弁護) 情状弁護のポイントについて検討する。		
第12回(最終弁論) 弁論要旨作成、法廷でのパフォーマンス。		
第13回(刑事弁護人が直面する倫理問題) 刑事弁護人の倫理について検討する。		
第14回(まとめ) 何故、弁護するのか？		
第15回 期末試験		
使用教材		
特に教科書は使用せず、参考文献・資料等は必要に応じPDFファイル等で提供する。		
前提履修科目		
刑法1・2、刑事訴訟法1・2の単位を取得していること。		

実務基礎科目 弁護士論

科 目	民事弁護活動論（後期）	単 位
		2
担 当	難波 幸一	
授業内容の概要		
基本的な民事事件の類型について、事件資料に基づき、さらに資料・文献を収集するなどして事件の方針を検討し、その内容を記載したレポートあるいは訴状・答弁書・準備書面などの訴訟関係書類を作成する。その際事件についての法理論上・事実認定上の問題点・弁護方針等を考察する。以上により、法理論を具体的事実関係に適用するトレーニングを行い、民法弁護の基本についての理解を深め、法的文書作成能力を高める。また合わせて民事法につき、基本的な要件事実を理解する。		
授業方法		
実際の事件の資料やこれをもとに編集した資料に基づき、主として訴訟関係書類を含む文書を作成させる。授業においては、その事件の特質や作成すべき書類について解説し、具体的事実から法律構成をすることや法律適用上の問題点についての理解を深めさせる。		
成績評価の方法		
事件処理の過程で作成された訴訟関係書類の内容と試験（テイク・ホーム）の結果とを総合的に検討して評価する。成績はA・B・C・D・FまたはNの5段階とする。		
授業計画		
第1回 売買に関する事件の弁護活動 第2回 同 上 第3回 賃貸借に関する事件の弁護活動 第4回 同 上 第5回 金銭消費貸借・担保・保証に関する事件の弁護活動 第6回 同 上 第7回 労務提供に関する事件（請負・雇用・委任等）の弁護活動 第8回 事故に関する弁護活動 第9回 妨害排除に関する事件の弁護活動 第10回 会社等法人に関する事件の弁護活動 第11回 消費者関係事件の弁護活動 第12回 親族・相続に関する事件の弁護活動 第13回 執行・保全の弁護活動 第14回 調停・和解の弁護活動 第15回 期末試験 テーマ・順番については一部変更することがある。		
使用教材		
授業方法で述べたとおり事件資料が教材であり、特に教科書は使用せず、参考文献・資料等は必要に応じPDFファイルなどで提供する。		
前提履修科目		
民法・民事訴訟法の単位を取得していること		

科 目	公益弁護活動論（後期）	単 位 2
担 当	川端 和治	
授業内容の概要		
我が国の弁護士は、弁護士法が基本的人権の擁護と社会正義の実現を弁護士の使命としていることをその職業的な誇りとし、その多くが、公益目的の実現を図る業務に、何らかの形でボランティア的に携わってきた。そして、再審事件、公害・薬害事件など、営利業務としては成り立ちにくい分野でも多くの成果を上げた。このような公益活動のあり方の利点と問題点を、公益事件判例の理論的検討、事件の背景と弁護団の果たした役割、諸外国における公益弁護の在り方との比較も含めて検討し、今後のあるべき公益弁護活動のあり方を学ぶ。		
授業方法		
TKC教育研究支援システムによって、毎回のテーマに関する公益事件判例を指定し、また参考文献・参考資料などを事前に検討しうるように提供し、かつテーマについての解説や参考文献解題を掲示する。毎回のテーマについて、冒頭で問題点や課題を講義形式で解説した後、指定した公益事件判例の理論的問題点について、双方向形式で討論する。		
成績評価の方法		
毎回の授業における討論参加と貢献（30％）及び期末試験（70％）によって評価する。成績はA・B・C・D・F または N(不可)の5段階相対評価による。		
授業計画		
第1回 公益弁護とは何か、何故必要なのか、 第2回 日本における公益弁護活動の基盤 司法支援センター役割と限界 第3回 日弁連人権擁護委員会 再審問題への取り組み等 第4回 公害事件への取り組み 四日市、川崎、六価クロム、アスベスト等 第5回 薬害事件への取り組み サリドマイド、スモン、クロマイ、クロロキン等。 第6回 医療問題への取り組み 未熟児網膜症、予防接種、HIV等 第7回 水俣病問題への取り組み 第8回 ハンセン氏病問題への取り組み 第9回 消費者問題・高齢者問題への取り組み 第10回 クレジット・サラ金、先物取引等金融商品問題への取り組み 第11回 戦後補償問題 第12回 弁護士会と弁護士団体。日本の公益弁護活動の限界と反省・公益的弁護の経済学 第13回 諸外国における公益的弁護活動、HIV 訴訟の国際比較 第14回 ロー・スクールの役割、公益的弁護のビジネス化 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)：なし。授業方法について記述したように、特定教科書を指定せず、毎回のテーマに関する判例を指定し、参考文献・参考資料などをPDFファイルで提供する。 参考書(購入任意)： 毎回の参考文献をTKCシステムで紹介する。		
前提履修科目 なし		

科 目	法律事務所経営論（後期）	単 位
		2
担 当	久保利 英明	

授業内容の概要

司法の容量とその質は究極のところ、現場で司法を支える法律事務所のパワーに依拠し、法律事務所の安定した経済力がなければ司法の強化はあり得ない。米国においてもマクレイトレポートが法曹として有すべき能力の一つとして経営力を挙げている。学生の大半が弁護士となることを前提に、本講義は法律事務所の経営の初歩について教育することを目指す。弁護士のマーケティング戦略、望ましい会計・税務・人事管理システム、巨大法律事務所とブティック型法律事務所の在り方、法人化や他土業連携ワンストップ事務所などについて、あるべき法律事務所像に迫る。究極のモチベーション授業としても機能するように、著名弁護士をゲストとして招聘する。

授業方法

TKC 教育研究支援システムによって、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを事前に検討しうるように工夫し、当日は主として質疑討論によって当該テーマに関する理解を深めるように努力する。特に、現在活躍中の有力弁護士をゲストスピーカーに迎え、その経営戦略と弁護士としての生き方を学ぶ。

成績評価の方法

毎回の授業における能動的参加の程度と、期末テイクホーム試験によって評価する。成績はA・B・C・D・F またはNの5段階による。

授業計画

第1回 法律事務所の経営とはどういうことか。

第2回 法律事務所の経営資源は何か（人・モノ・カネ・情報・時間）。

第3回 弁護士にとって、クライアントの重要性と獲得方法をマーケティングの初歩から学ぶ。

第4回 事務所の人的資源、設備の持つ経営的な重要性について。

第5回 事務所の収益を上げるために必要なことは何か。

第6回 共同化と法人化による大規模化にはどのような問題点があるか。

第7回 会計システム・税務対策の事務所経営における基礎と重要性について。

第8回 ワンストップの隣接土業との連携のメリット・デメリットは何か。地域におけるワンストップ事務所の実態をゲストスピーカーからお聞きし、討論する。

第9回 良い法律事務所の経営とはどのようなものか。ブティックとして定評を勝ち得ている弁護士をゲストスピーカーとして招く。

第10回 欧米での小規模事務所の現状と、その工夫について、海外視察も自ら行っている業務改革に詳しい弁護士から聞き、眼を海外にも開いた事務所経営を考える。

第11回 公益的人権事務所、個人・小規模企業対象事務所の経営。

第12回 最先端の記録ファイリング・システム、情報検索システムや個人情報漏洩防止システムなどの導入が事務所経営にどのようなプラスをもたらすかを検討する。

第13回 事務所経営上のリスクファクターを洗い出し、リスク回避のための方策を検討し、そのリスクが現実化し、クライシス発生となった場合の対応をマスコミ対策を含めてシミュレーションする。

第14回 今後ニーズの見込める専門分野と事務所の創造を学生達が自ら研究し発表する。

第15回 期末試験（テイクホーム試験による）

使用教材

授業方法について記載したように、特定教科書を指定せず、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などをPDF ファイルなどで提供する。

前提履修科目 なし